

長崎県高等学校文化連盟美術専門部規程

長崎県高等学校文化連盟規約第6条2項により、美術専門部規程を次のとおり定める。

第1条 本専門部は、長崎県高等学校文化連盟美術専門部と称し、事務局を専門部長指定の学校に置く。

第2条 本専門部は、本連盟の目的を達成するために、次の事業を行う

- 〈1〉美術専門部にかかわる文化行事の開催
- 〈2〉美術専門部にかかわる研修会・講習会の開催
- 〈3〉関係諸団体との連絡・提携
- 〈4〉その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第3条 本専門部には、次の役員を置く

- 〈1〉専門部長 1名
- 〈2〉専門委員長 1名
- 〈3〉委員 7名
- 〈4〉会計 若干名
- 〈5〉監査 2名

第4条 1 専門部長は、本専門部の加盟校校長の中から選出する。

2 専門部長は、本専門部を代表し、その業務を統括する。

第5条 1 専門委員長は、本専門部に所属する部顧問の中から選出する。

2 専門委員長は、本専門部の業務を処理する。

第6条 1 委員は、本専門部に所属する部顧問の中から各支部2名を選出する。（県央支部は3名）

2 委員は、本専門部の事業について検討する。

第7条 1 会計は、本専門部に所属する部顧問の中から選出し、本専門部の経理を処理する。

2 監査は、本専門部に所属する部顧問の中から選出し、本専門部の会計を監査する。

第8条 専門委員会は、監査を除く専門部の役員で構成する。

第9条 1 専門委員長の任期は3年とする。ただし任期を延長する必要がある場合は、専門委員会の認める会議にて承認され、且つ専門部長が認めれば、1年に限り延長することができる。

2 専門委員長以外の役員の任期は、本連盟の規約に準じる。

第10条 1 本専門部の経費は、本連盟の配付金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 本専門部の予算・決算は、本連盟の会長に報告する。

3 本専門部の会計年度は、本連盟の規約に準じる。

附 則

この規程は、平成元年4月19日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日一部改訂

この規程は、平成23年5月9日一部改訂